

**平成 29 年度
予算概算要求等の概要**

**平成 28 年 8 月
消 費 者 庁**

<目次>

- 消費者庁 平成 29 年度予算概算要求について

- 消費者庁 平成 29 年度機構・定員要求について

消費者庁 平成29年度予算概算要求について

平成28年8月
消費者庁

概要

- 個人消費の喚起（消費者マインドの喚起）のためには、「消費者被害の防止・救済の取組を進め、消費者の安全・安心の確保を図る」（経済財政運営と改革の基本方針2016）ことが重要。
- そのため、消費者基本計画工程表（平成28年7月19日改定）を踏まえ、消費者行政の新たな未来の創造に取り組むとともに、地方と連携した体制整備、制度の実効性の確保・向上、多様な消費への対応等に取り組む。

＜重点事項の柱＞

1. 消費者行政の新たな未来の創造
 - ①新たな調査・研究機能の整備
 - ②全国展開を見据えた地方モデルプロジェクトの始動
 - ③消費者庁・国民生活センターのイノベーション
2. 地方と連携した体制整備
3. 制度の実効性の確保・向上
4. 多様な消費への対応等

- 概算要求額は、
 - ・一般会計のみで147.8億円（平成28年度予算（118.9億円）比24%増）。
 - ・一般会計と東日本大震災復興特別会計（復興庁一括計上）の合計で、152.6億円（平成28年度予算（123.7億円）比23%増）。

平成29年度予算概算要求について

区分	平成28年度 予算額	平成29年度 概算要求額	増減額	増減率
一般会計	118.9億円	147.8億円	28.9億円	24%
復興特会	4.8億円	4.8億円	0億円	0%

※平成29年度概算要求額には、「新しい日本のための優先課題推進枠」58.4億円を含む。

I. 消費者行政の新たな未来の創造

1. 新たな調査・研究機能の整備

○多様な消費者の特性等を踏まえた政策立案のための調査研究 20百万円(新規)

◇多様な消費行動に柔軟に対応することが求められていることを踏まえ、相談者の世代別ライフスタイル分析、障がい者等消費者の特性を踏まえた被害実態等の分析、インターネット通販被害の背景分析等を行う。

○行動経済学等を活用した消費行動等の分析・研究 5百万円(5百万円)

◇学識経験者との定期的な検討会等を行いながら、消費者を取り巻く現状や消費者政策に関する基礎的・理論的かつ学際的な研究等を行う。

2. 全国展開を見据えた地方モデルプロジェクトの始動

○食品ロス削減の普及啓発 6百万円(3百万円)

◇消費者が食品ロスに対する認識を高め、その削減に向けて消費行動が改善されるよう、地方公共団体と連携した効果的な理解増進の方策の検討等を行う。

○子供の事故防止に向けた地域の関係者等との協働 15百万円(新規)

◇多様な主体による啓発活動や安全な製品の普及等の子供の事故防止対策に関する先進的な実証事業を実施し、効果分析・課題検証を行う。

○地方でのエシカルラボ開催等を通じた倫理的消費の普及 28百万円（8百万円）

◇倫理的消費の概念の普及や多様な主体によるムーブメント作りのため、地方でエシカルラボを開催し、先進的な事例の紹介等を通じた全国的な普及・展開を図る。

○栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育 78百万円の内数（新規）

◇様々なライフステージ、地域の多様性を踏まえた効果的な栄養分析表示等の活用方法等を実証・分析し、消費者・教育機関等へそのノウハウを普及する。

○若年者への消費者教育推進 48百万円の内数（28百万円の内数）

◇幼稚園から大学までの体系的な消費者教育について、全国展開に向けた先進的な取組事例の収集・分析等を実施する。

○健康食品等のリスクコミュニケーション体制構築 20百万円（14百万円）

◇地域の様々な機関と連携したリスクコミュニケーション体制を試験的に構築し、薬局等による消費者の健康食品の喫食状況確認や、健康食品と医薬品の飲み合せリスクの啓発等を行う。

○中小企業を含めた消費者志向経営の推進 10百万円（6百万円）

◇特定の地域の事業者・消費者・行政機関等と連携し、中小企業による消費者志向経営の好事例発掘を行うとともに、普及に向けた方策の検討等を行う。

3. 消費者庁・国民生活センターのイノベーション

○徳島県での消費者行政新未来創造オフィス（仮称）の整備

◇消費者庁における徳島オフィス整備経費 2.4億円（新規）

◇独立行政法人国民生活センター運営費 35.3億円の内数（28.6億円の内数）

徳島県に、消費者行政の新たな未来の創造を担う「消費者行政新未来創造オフィス」（仮称）を置き、徳島県の協力を得た上で、周辺地域も含めた消費者行政の関係者とのネットワークを整備しつつ、分析・研究、実証実験等のプロジェクトを集中的に実施する。

○ I C T 等の活用を通じた働き方改革

1. 1 億円（新規）

◇紙資料の電子媒体化やテレビ会議システムの活用、無線 L A N 導入による執務室のフリーアドレス化等を通じ、業務の効率化やテレワークの促進等を図る。

○研修の充実等を通じた職員の育成・能力強化

◇地方公共団体での研修の強化

5 百万円（新規）

◇生命・身体分野に係る海外の事故調査機関における研修への職員派遣

1 百万円（新規）

○情報セキュリティ対策の向上

1. 3 億円（0. 2 億円）

◇消費者庁のシステムの更新や外部監査の実施等を通じ、セキュリティの向上を図る。

II. 地方と連携した体制整備

○地方消費者行政推進交付金

一般会計 50. 0 億円（30. 0 億円）

復興特会 4. 8 億円（4. 8 億円）

地方消費者行政強化作戦を踏まえ、消費生活センターの設立促進や消費生活相談員資格の取得に向けた取組等、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制の整備・充実を図るとともに改正消費者安全法の施行を踏まえた高齢者等の見守りネットワークの構築推進や成人年齢の引き下げを想定した若者向け消費者教育の推進等を図る。また、消費者被害の泣き寝入りを防止するため、消費者ホットライン（188）を周知し、活用促進を図る。さらに、消費サイドの放射性物質検査体制の整備など、東日本大震災の被災地の復興に向けた取組も引き続き進める。

○消費生活相談員への研修の充実

◇独立行政法人国民生活センター運営費 [再掲]

35. 3 億円の内数（28. 6 億円の内数）

消費生活相談内容の複雑化等への対応に向け、消費生活相談員の学習機会を増加させるため、自宅等で閲覧可能な D - ラーニング（遠隔研修）のコンテンツの充実等を図る。

III. 制度の実効性の確保・向上

○改正特定商取引法・改正消費者契約法の施行・周知

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ◇改正特定商取引法の周知・普及 | 2百万円(2百万円) |
| ◇改正消費者契約法の周知・普及 | 43百万円の内数(39百万円の内数) |

○特定適格消費者団体による被害回復の促進

- ◇独立行政法人国民生活センター運営費 [再掲]

35. 3億円の内数 (28. 6億円の内数)

特定適格消費者団体による集団的な消費者被害を回復するための裁判手続において必要となる仮差押えの担保金について、独立行政法人国民生活センターが提供することで安定的な手続きの実施を図る。

○公益通報者保護制度の実効性の向上

57百万円(28百万円)

- ◇制度の広報や通報窓口の設置促進を図るとともに、内部通報制度がコンプライアンス経営に積極的に活用される仕組みの検討等を行う。

○健康食品のインターネット広告等の信頼性確保に向けた監視強化

27百万円(15百万円)

- ◇健康食品の虚偽誇大広告等に対し、インターネット監視のモニタリング件数の拡充や複数の専門家による速やかな検証レビュー体制の構築等により、表示の信頼性の確保の強化を図る。

IV. 多様な消費への対応等

○越境取引増加に伴うトラブルへの対応

- ◇独立行政法人国民生活センター運営費 [再掲]

35. 3億円の内数 (28. 6億円の内数)

海外事業者との取引でトラブルにあった消費者の相談窓口である国民生活センター越境消費者センター（CCJ）において、引き続き海外事業者とのトラブル解決の支援を図る。

◇越境取引に関する消費者相談の海外展開に要する経費 14百万円(14百万円)

諸外国の消費者相談の実態や連携における課題の調査等を通じ、CCJと海外の消費者相談機関等との更なる連携体制の拡大を図る。

○訪日・在日外国人の消費の安全の確保

◇地方消費者行政推進交付金 [再掲] 一般会計 50.0億円(30.0億円)

訪日・在日外国人の消費の安全の確保に向け、地域における消費生活相談に対応する体制の充実を図る。

◇独立行政法人国民生活センター運営費 [再掲]

35.3億円の内数(28.6億円の内数)

国民生活センターにおいて、訪日・在日外国人の潜在的な相談需要や諸外国の相談体制等の調査を行うとともに、それらを踏まえた注意喚起・情報提供や訪日・在日外国人向け相談窓口の整備を行う。

○食品表示の充実による多様な選択機会の確保

◇新たな食品表示制度の普及啓発 78百万円の内数(32百万円の内数)

新たな食品表示制度について、消費者、事業者等への普及啓発を行い、円滑な施行とその定着を図る。

◇栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育 [再掲] 78百万円の内数(新規)

様々なライフステージ、地域の多様性を踏まえた効果的な栄養分析表示等の活用方法等を実証・分析し、消費者・教育機関等へそのノウハウを普及する。

○物価モニター調査の充実 53百万円(48百万円)

◇毎月行っている物価モニター調査について、調査内容の変更・充実等を図るとともに、効果的な発信等を促進する。

平成 29 年度消費者庁予算概算要求案（内訳）

(単位：百万円)

項目別	28年度 予算額	29年度 要求額	比較 増減額
【消費者庁政策費】			
○消費者行政の企画立案	72	74	2
○インターネット取引等に関する調査	34	38	4
○消費者の財産被害に関する情報の集約・分析・対応	28	25	△3
○消費生活に関する制度の企画・立案・推進	39	43	4
○公益通報者保護の推進	28	57	29
○地方消費者政策の推進（地方消費者行政推進交付金を除く。）	170	174	4
○地方消費者行政推進交付金 (国と地方の連携による先駆的プログラムを含む。)	3,000	5,000	2,000
○消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	36	57	21
○消費者政策の企画立案のための調査等経費	69	90	21
○物価対策・事業者連携の推進	64	73	9
○消費者安全に関する啓発の推進	34	37	3
○消費者の安全確保のための施策の推進	108	113	5
○消費者事故調査等の推進	81	77	△4
○消費者取引対策の推進	304	315	11
○消費者表示対策の推進	202	192	△10
○食品表示対策の推進	193	267	74
【復興特別会計】			
○被災 4 県の消費者行政への支援（地方消費者行政推進交付金）	482	482	0
【その他】			
○国民生活センター運営費交付金	2,859	3,528	669
○消費者庁人件費	2,853	3,054	201
○消費者庁一般行政経費 (うち中央合同庁舎第 4 号館への移転に係る費用)	1,718	1,563	△155
（うち消費者行政新未来創造オフィス（仮称）に関する経費）	(284)	(0)	(△284)
	(0)	(237)	(237)

消費者庁合計額	義務的経費	3,403	3,685	282
(※復興庁一括計上分を含む。)	裁量的経費	8,489	11,093	2604
	東日本大震災復興特別会計	482	482	0
	合計 （一般会計 + 復興特別会計）	12,374	15,261	2,887
	（うち一般会計）	11,892	14,779	2,887

「新しい日本のための優先課題推進枠」要望一覧

消費者庁

(単位:百万円)

項目別事業名	要望額
消費者行政新未来創造オフィス(仮称)に関する経費	237
消費者行政新未来創造オフィス(仮称)運営等経費	107
消費者行政新未来創造オフィス(仮称)維持管理等経費	35
消費者行政新未来創造オフィス(仮称)開設等経費	95
地方消費者行政推進交付金	
地方消費者行政推進事業	5,000
国民生活センター運営費交付金	600
特定適格消費者団体の仮押えの担保金に係る措置に関する事業	84
CCJ次期相談処理システムの開発経費及び訪日・在日外国人相談対応経費	117
テレワーク事業	30
遠隔研修事業	36
情報セキュリティ強化事業	90
消費者行政新未来創造オフィス(仮称)運営等経費	243
合 計	5,837

消費者庁 平成 29 年度機構・定員要求について

平成 28 年 8 月
消費者庁

1. 概要

- 個人消費の喚起（消費者マインドの喚起）のためには、「消費者被害の防止・救済の取組を進め、消費者の安全・安心の確保を図る」（経済財政運営と改革の基本方針 2016）ことが重要。
- そのため、消費者基本計画工程表（平成 28 年 7 月 19 日改定）を踏まえ、消費者行政の新たな未来の創造に取り組むとともに、地方と連携した体制整備、制度の実効性の確保・向上、多様な消費への対応等に取り組むために必要な機構・定員要求を行い、消費者庁の体制整備を図る。
- 現在 320 名の消費者庁の定員に対し、新規増員 27 名を要求。

2. 機構・定員要求のポイント

＜機構要求事項＞

- 参事官（徳島担当） 1
- 総務課 企画官（職員担当） 1
- 食品表示企画課 保健表示室長 1

＜定員要求事項 計 27 名＞

新規増員 27 名
※その他、定員合理化により 1 名減

（主な内容）

- ・先端的な調査研究等担当 6 名
- ・全国展開を見据えた地方モデルプロジェクト担当 7 名
 - うち、子供の事故対応担当 2 名
 - 倫理的消費担当 2 名
 - 消費者教育担当 2 名
 - 消費者志向経営担当 1 名
- ・徳島総括等担当 2 名
- ・服務規律担当 1 名
- ・サイバーセキュリティ・情報化担当 3 名
- ・改正特定商取引法執行担当 5 名
- ・公益通報担当 1 名
- ・食品表示担当 2 名